## 第4編 人事(大月都留広域事務組合公平委員会議事規則)

○大月都留広域事務組合公平委員会議事規則

(昭和 59 年 11 月 1 日公平委規則第 1 号) 改正 昭和 63 年 7 月 28 日公平委規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 11 条第 4 項の規定に基づき、公平委員会の議事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

- **第2条** 公平委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要があると認めるとき又は委員の請求があったときに、委員長が招集する。
- 2 会議を招集する場合においては、委員長は、会議に対する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。 (書記)

第4条 事務職員は、書記として会議に出席する。

(議事日程)

第5条 議事日程は、書記が委員長の命を受けて作成する。 (議事録)

- 第6条 法第11条第3項の議事録は、書記が作成する。
- 2 前項の議事録は、公平委員会の承認を経て確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和 63 年 7 月 28 日公平委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。